

**「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」
に対して寄せられた意見の概要（各論）【速報版(1)】**

（前注）

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見募集の結果、団体から194団体、個人から469名の意見（数字は速報値）が寄せられた。
- この資料では、原則として以下の略語を用いる。
「中間試案」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案
「概要」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）の（概要）欄
「補足説明」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明の（補足説明）欄
- この資料では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を、【賛成】、【反対】、【その他の意見】等の区分に整理し、意見を寄せた団体の名称及び個人の人数を記載するとともに、理由等が付されているものについては、その要旨を紹介している。理由等の要旨は、その内容に応じて、団体の名称を記載した区分とは異なる区分において紹介している場合がある。
- 各団体の名称は、部会資料64-1の別紙「意見提出団体とその略称対比表」に基づく略称で紹介している。
- 寄せられた意見の中で、表現が異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめている。
- 中間試案に掲げた個々の項目と関係がないと判断された意見や趣旨が不明であった意見などについては、この資料で紹介していない。

第7 消滅時効

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持した上で、10年間（同法第167条第1項）という時効期間を5年間に改めるものとする。

【乙案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点

から〔3年間／4年間／5年間〕という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

(注)【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持するとともに、10年間(同法第167条第1項)という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

【甲案に賛成】

最高裁(比較的多数)、経団連、同友会、日商・東商、全銀協、クレ協、クレカ協、流通クレ協、サービサー協、信販協、貸金業協、JR、知財協、情報サービス協、貿易会、経済法令研、不動産証券化協、JCF A、全中、全不協、日建協、電情産協、全信保連、全信組協、日大、慶大、西村あさひ、アンダーソン毛利友常、個人2名

- ・ 時効期間を5年間とする改正は企業実務に即している。
- ・ 短期消滅時効の適用を受けていた債権の時効期間が10年間に長期化することは債務者にとって著しく不利益である上、債権者の時効管理の負担を増すことから好ましくない。逆に、原則的な時効期間が1年間ないし3年間といった短期間では、債権者としては迅速に権利行使せざるを得なくなり、債務者に対する債権回収の圧力が強まる。
- ・ 消滅時効制度の単純化・統一化に資するものであり、時効の成立に関する紛争を回避することができる。
- ・ 時効期間と起算点については、当事者の主観によらずに画一的な処理を可能とすることが債権管理の便宜の観点から望ましい。
- ・ 時効に関する国際的な動向に適合している。
- ・ 債権者は取立不能債権を早期に損金に計上できるなど、経済の活性化に繋がると考えられる。
- ・ BtoCの取引においてもスピード感が上がっていることや、世の中の取引の多くに5年間の商事消滅時効が適用されていることからすれば、現在の時効期間を短期化することにも合理性はある。

補足意見

- ・ 早期に法的関係が確定することは産業界においても好ましいことであるが、原則的な時効期間と起算点の見直しは各方面への影響が大きいことから、単純化・統一化にこだわることなく必要に応じて配慮規定を設けるなど慎重な検討を行うべきである。

【甲案に反対】

埼玉弁

- ・ 時効期間が10年間から5年間に大幅に短縮されることになり、時効期間の更新等について専門的な知見や能力を持たない一般市民においては、十分な権利行使期間が与えられないまま債権が消滅してしまうおそれがある。
- ・ 原則的な時効期間を現行の10年間から短縮すべき立法事実・理由がない。短期消滅時効を廃止することに伴い、短期消滅時効の対象とされていた債権の消滅時効が10年間に長期化されることによる弊害を防止する必要があるということだけでは、もともと短期消滅時効制度の対象ではなかった債権の時効期間を短縮する理由にならない。
- ・ 事務管理・不当利得に基づく債権や、安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権、会社の役員等に対する損害賠償請求権など、一般的な債権とは異なる考慮を要すると考えられるものに関しては、「権利を行使することができる時」を起算点とする時効期間を一律に短期化するのは相当でない。
- ・ 商行為によって生じた債権以外のすべての債権につき、「商事消滅時効（商法第522条）を参照して」時効期間を一律5年間とすることの根拠が不明確である。

【乙案に賛成】

福岡弁、全国青司協、東京青司協、立大、広大、NACS、かわさき、TMI、堂島

【条件付で乙案に賛成】

全銀協、個人3名（ブラケット内を5年間とすることを条件に賛成）

個人1名（10年間に20年間に、ブラケット内を3年間とすることを条件に賛成）

- ・ 「権利を行使することができる時」という起算点と10年間の時効期間を維持した上で、短期消滅時効制度の廃止による弊害を可能な限り軽減することができる。
- ・ 取引債権については、時効期間が延長されるものと短縮されるものが出てくるが、3、4、5年のいずれかに画一化されるメリットがある。
- ・ 法定債権については不法行為と同じような考え方となるが、生命・身体の侵害については時効期間を延長する特則が提案されているので、それほど不当な結論になるわけではない。
- ・ 既に民法第724条が機能しているため、同様に2種類の起算点を組み合わせる方が、現状を前提とした時効期間短期化の要請に応えやすい。
- ・ 現行法の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効と同様の規律であり、主観的起算点から短期の時効期間が適用されるとしても、現実的な権利行使が可能になっているのであるから、合理性がある。
- ・ 短期消滅時効の適用を受ける債権については、債権発生時に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常であり、大幅に長期化されることはな

く、安全配慮義務、事務管理、不当利得など、契約に基づかない債権については、現行法と大きく変わるところはない。

- ・ 時効に関する国際的潮流に合致している。
- ・ ドイツ法、フランス法においては乙案に近い形で起算点を異にする長短2種類の時効期間が組み合わされていることや、取引行為に基づく債権については主として短期の時効期間のみが問題となることからすれば、乙案を採用したとしても適切に債権管理を行うことは可能である。

補足意見

(ブラケット内の期間について)

- ・ 商事消滅時効とのバランスから、5年間とすべきである。
- ・ 3年間とすべきである。債権発生の原因等を知ってから3年間あれば権利行使は可能であり、保護として十分である。
- ・ ブラケット内を3年間とした上で、不当利得返還請求等について実質的な権利行使を保障するため、10年間の時効期間を20年間に改めるのがよい。そうすれば、債務不履行責任と不法行為責任との間の消滅時効期間の不一致も解消できる。

(起算点、時効期間について)

- ・ 10年間の起算点となる「権利を行使することができる時」については、権利行使が現実に期待できる時とする判例法理がそのまま維持されるべきである。

【乙案に反対】

経営法友会、三菱電機、虎門

- ・ 主観的起算点を導入することにより、起算点をめぐって紛争が拡大するおそれがある。
- ・ 消滅時効の満了時期が不明確となり、債権・債務管理の事務が繁雑になる。
- ・ 契約上の債権については、債権者は債権発生の原因や債務者を知っていることが通常であることからすれば、主観的起算点の導入は、時効期間を現在の10年間から大幅に短縮する役割を果たすに過ぎず、市民から権利行使の機会を奪うおそれがある。
- ・ 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の特則を設けるとしても、過払金や欠陥住宅問題のように、生命・身体に生じた損害ではないが、時効期間を短期化することが適当ではない権利も存在するのであり、債権者の権利保護の後退が懸念される全てのケースをカバーできるとは限らない。
- ・ 債権者が債権発生の原因及び債務者を認識することが困難な場合には、現状と同様に10年間の時効期間が適用され、これによって債権者の権利保護が図られることが示唆されているが、一般市民や零細事業者の場合、債権発生原因及び債務者を認識しつつも、なお権利行使が困難な場合は十分に想定され、そのような

ケースでは二重期間の採用にもかかわらず債権者の権利保護が弱まる。

- ・ 乙案の背景には、保護義務違反などについて、客観的起算点のみでは十分な被害者救済ができないという問題意識があると考えられるが、これについては生命・身体に発生した損害についての特則規定を設ければよく、原則的な時効期間に主観的起算点を導入する理由にはならない。
- ・ 客観的起算点と主観的起算点の相違が不明確であり、時効計算が複雑になる。
- ・ 主観的起算点を導入すると、「権利を行使することができる時」の解釈が変更されるおそれがある。
- ・ ブラケット内について5年間を下回る期間とした場合、時効期間を単純化・統一化するメリットよりも、督促費用等の管理コストが増加するデメリットの方が大きい。
- ・ 職業別の短期消滅時効の対象となっていた一部の債権について、時効期間が大幅に長期化するおそれがある。
- ・ 消滅時効制度の趣旨は、債務者を証拠保存義務から解放するという点にあるところ、債務者が覚知することのできない債権者の主観的事情を起算点とすることは、上記趣旨に合致しない。
- ・ 原則的な時効期間を短期化しないのであれば、乙案のように二重期間化する必要性も乏しいと考えられる。二重期間化は、「短期化の代償として起算点を主観化する必要があるが、永久に時効にかからないという事態を防止するため客観的起算点を基準とする時効期間も設ける必要がある」という論理によって正当化されるものだからである。
- ・ 債権一般について二重の時効期間を規定する乙案は、契約を原因とする本来的履行請求権やその不履行に基づく損害賠償請求権については、無用な規定である。
- ・ 乙案を採用すると、商事消滅時効の構成と不一致が生じることになるため、不法行為の時効と統一化されるというメリットは乙案を採用する理由にならない。
- ・ 債務不履行責任の追及の場面では、取引の相当部分（例えば売買契約やサービス契約等）が職業別の短期消滅時効による制限を受けていない。したがって、ブラケット内を3年間とした場合、債務不履行責任を追及できる期間が5年間から3年間に短縮されることになるが、その合理性が乙案からは説明されていない。
- ・ 乙案は、現行法に比して消滅時効期間を実質的に大幅に短期化する提案であるが、そもそも、なぜそのように一般の債権の時効期間の短期化を図る必要があるのかを、職業別短期消滅時効制度の廃止の問題とは別に、独自に説明すべきである。
- ・ 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効と統一的な定めをする必要はない。

【(注) の考え方に賛成】

日弁連，一弁，長野弁，大阪弁，大分弁，沖縄弁法制委，日弁連消費者委，東弁全期会，労働弁，改正研，改めて見直す会，早大，JASRAC，消費者機構日本，個人18名

【条件付きで（注）の考え方に賛成】

東弁，二弁，横浜弁，農中（消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権について3年間の時効期間を新たに設けるという点については反対）

札幌弁（消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権について時効期間は2年間とすべき）

- ・ 個人や消費者にとって5年間の時効期間は短すぎ，その保護にそぐわないことから，原則10年間という時効期間は維持すべきである。
- ・ 原則的な時効期間を現在の10年間よりも短期化すべき立法事実はないことから，原則的な時効期間は10年間を維持した上で，時効期間を短期化すべきものをできるだけ単純に類型化すべきである。
- ・ 職業別の短期消滅時効の適用を受けている債権について時効期間が10年間となると長期化しすぎるが，これらは主として事業者間の契約に基づく債権のみであるので，それらを一般化して短期の時効期間を設けることが適切である。したがって，事業者間の契約に基づく債権のみを5年間と短縮し，それら以外のもの（個人間や個人の事業者に対する債権など）については10年間とし，消費者保護の観点から事業者の消費者に対する債権を3年間と短期化させるのが相当である。
- ・ 「権利を行使することができる時」という文言は，権利行使を期待することができるようになった時を起算点とすることも含んでおり，現在も適切に運用がなされ，具体的事案について妥当な解決を図る上で重要であることから，変更を加えるべきではない。
- ・ 通常，事業者の契約に基づく債権には商事消滅時効が適用されるし，企業などの事業者の債権管理は商事消滅時効の適用を前提に行われていることから，事業者の契約に基づく債権について消滅時効期間を5年間とすることに問題はない。
- ・ 現行民法下で短期消滅時効の規律を受けていた債権の多くが商事消滅時効の規律を受けることになると考えられるため，原則的な時効期間を10年間のまま維持しても，多くの事例において時効期間が大幅に長期化するという問題は生じない。
- ・ 原則的な時効期間が安全配慮義務違反の場合や不当利得返還請求権などの法定債権に適用されることからすれば，起算点の問題を含めて基本的に現行法を維持する（注）の考え方に賛成である。
- ・ 事業者であるが商法上の「商人」に該当しない場合があるという問題については，商法上の商人概念を改正することで対処し，消費者が取引主体となる場合に

短期の消滅時効を定める必要性があることについては、消費者契約法に規定を新設すべき問題とも思えるが、これを一時的に解決しようとするれば、事業者・消費者概念を民法典に取り入れて短期消滅時効期間を定めるべきである。

- ・ 商事債権のみならず、公社など事業者であって商人でない者の事業活動に関連する債権の消滅時効も5年間とすべきである。個人の債権と非営利団体の債権との間で異なる時効期間を定める合理性がないとの指摘もあるが、限界事例では区別の合理性が明らかでない場合があるとしても、類型としてみれば事業者間の債権に短期の時効期間を適用することにはなお合理性が認められる。また、銀行の債権と信用金庫の債権とで商事消滅時効の適用の有無が異なるといった現行法での不合理を相当程度解消することができる。
- ・ 事業者と消費者との間の契約にも多額で重要なものがあるにもかかわらず、事業者の側の債権だけを取り出して短期の特則を設ける合理性は乏しいとの指摘があるが、現行法・甲案・乙案のいずれも金額の多寡を問題としていないにもかかわらず、この場面でのみ「多額で重要なものもある」という論拠を持ち出すのは説得力がない。
- ・ 起算点は客観的に定まった方が法的安定に資する。

補足意見

(事業者の消費者に対する債権の消滅時効期間を3年間とすることについて)

- ・ そのほかに3年間とするべき債権がないか検討する必要がある。
- ・ 短期消滅時効制度は、消費者保護に資する制度として機能してきたものであり、消費者に対する債権の短期消滅時効を存続させる一定の合理性があるが、3年間は長すぎるので、2年間とすべきである。
- ・ 消費者契約については、不動産や証券に関する契約など高額な債務を消費者が負う場合もあり、さらにそのような場合も含めて事業者が時効完成前に債権回収を図ろうとすると、現行制度下よりも短期間に消費者に負担を負わせることになりかねないことから、消費者契約について規定を設けるべきではない。
- ・ 契約の相手方が事業者であるか消費者であるかによって債権管理方法が変わることになり、事業者の債権管理をいたずらに複雑化すること、一口に事業者の消費者に対する債権といっても多額のものから小口のものまであるところ、とりわけ管理が煩瑣となる小口債権が3年間で時効消滅してしまうのは債権者にとって酷であることから、賛成できない。
- ・ 消費者契約についてのみ、片面的な規定とすることに合理性がない。

【(注) の考え方に反対】

国際企業法務，経営法友会，車販協

- ・ 一般私法である民法に「事業者」や「消費者」の概念を持ち込むべきでない。
- ・ 個人事業主の場合、事業として行っているのか個人として行っているのか外形

上判断が難しいことから、「事業者」の定義が曖昧となるおそれがある。

- ・ 消費者契約に係る債権の時効期間を3年間とした場合、時効管理の実務について変更や見直しの必要が生じたり、権利保全を目的とした訴訟提起が増加し、紛争処理コストが増加したりするなど、実務への影響が大きい。
- ・ 事業者間の契約に基づく債権であるか、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権であるかで異なる時効期間を設けた場合、時効管理が煩雑になる。
- ・ 債権者の属性に応じて時効期間の差異を設けることに合理性が見いだせない。
- ・ 消費者契約について時効期間を短縮すれば、時効の中断のための訴訟や強制執行等を増大させ、かえって消費者保護と相反する帰結をもたらすおそれが高い。
- ・ 個別の短期消滅時効を認めることは、民法第170条から第174条までの短期消滅時効を廃止する改正案の趣旨に反するものである。
- ・ 事業者間の契約については商事時効で規律すれば足りる。
- ・ 消費者契約については消費者契約法で規律すれば足りる。
- ・ 同一の貸借関係において、主債務者に対する債権と保証人に対する債権の消滅時効期間が異なる場合が生じることとなり、管理上の負担が大きくなる。

【甲案・乙案いずれにも反対する意見】

仙台弁、愛知弁司法制度調査委、広島弁、自由法曹団、丸の内総合、静岡書士、親和会、預保、欠陥住協、ドイツ研、ファンの会、個人11名

- ・ 甲案、乙案いずれも実質的に原則的な時効期間を現行の10年間から短縮する方向の提案であるが、法的知識に疎い一般市民の権利行使の機会を奪う危険が高く、短縮の必要性は認められない。
- ・ 短期消滅時効という例外的な規定を削除する代わりに、原則的な一般消滅時効を一律に短期化することに合理的な根拠が見いだせない。引き続き一般原則よりも短期の期間制限を設ける必要が存在するのであれば、それについて個別的に時効期間を考えるべきである。
- ・ 欠陥住宅や宅地被災の被害者が気づいたときには20年以上経っていたという事案も多く、現行制度でさえ時効の壁が大きく立ちはだかっている。生命・身体侵害について長期時効の特例を創設したとしても財産的損害は救済されない。
- ・ 現行制度を変更すべき立法事実はなく、時効制度の大きな枠組みの変更は混乱を招く。
- ・ 短期消滅時効の対象とされていた債権の多くは商事消滅時効にかかるため、短期消滅時効を廃止するとしても、原則的な債権の時効期間を短縮する必要性はない。
- ・ 時効期間の短期化について、ドイツやフランスの例が上げられているが、民事時効については、日本の場合、紛争が生じても迅速な権利行使がなされず、一定

期間が経過してはじめて自己の権利に気づき、あるいは訴えを提起することになることが多く、外国の立法例と同様に扱うべき必然性に乏しい。

- ・ 事業者には証拠書類の保存に費用と広い場所を必要としないという有利な状況が生じているのに対し、消費者が細々とした日用品の領収書を長い期間保存することには支障が生じるという観点に基づき、民法第166条、167条の修正案を作成すべきである。

【別の提案をする意見】

- ・ 「権利を行使することができる時」という起算点及び時効期間を10年間とすることについては（注）の考え方に賛成。後半部分は、「事業者間の契約に基づく債権」及び「消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権」を統一して「事業者との契約に基づく債権」とし、時効期間を5年間とすべきである。

短期消滅時効の適用を受けていた医師や弁護士等の事業者は、短期消滅時効が廃止されることによって、時効が原則的な期間である10年間と長くなるが、「事業者との契約に基づく債権」として5年間の時効期間を新たに設定することで、商事消滅時効と統一することができる。ただし、事業者の定義については他の検討項目においても議論されており、その結果との整合性を図る必要がある。したがって、事業者の定義が民法に規定されるならば上記の時効期間を設定し、規定されないのであれば商法、消費者契約法、労働基準法等で時効期間を規定すべきである。

また、「事業者間の契約に基づく債権」のみを5年間とすると、商法に規定する商人等の行う商行為と、事業者間の行為との整合性が図れなくなる（商法では当事者の一方が商行為を行えば、商法が適用されることになる）ため、「消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権」も「事業者間の契約」と統一して「事業者との契約」とし、時効期間を5年間とすべきである。（東税制度部）

- ・ 乙案を変更し、(1)ブラケット内の期間を3年間、(2)「権利を行使することができる時」の起算点が適用される場合の時効期間を5年間とし、(3)権利の発生の時から10年間という除斥期間に関する規定を加えるべきである。（平田総合）
- ・ 契約によって生じた債権につき、権利を行使することができる時から5年間、契約以外の原因によって生じた債権につき、権利を行使することができる時から10年間とすべきである。（日司連）
- ・ 乙説を採用しつつ、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については、3年間の時効期間になるようにしてほしい。（個人）

【その他の意見】

- ・ 実務に混乱を生じさせないように、改正前に発生した債権の取扱いに関する経過

措置について明確な規定を設けるべきである。(オリックス, JCF A)

- ・ 時効期間を短縮することについて国民的コンセンサスが得られているとはいえないので、時効期間を短縮することに反対する。(東弁倒産法)
- ・ 少なくとも生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、被害者保護の観点から、現行制度と同様、10年間の時効期間を維持すべきである。(医療弁)
- ・ 職務発明対価請求権については、その特殊性から、原則的な時効期間とは別に、より短い時効期間となるよう配慮規定を検討することを要望する。(知財協)
- ・ 仮に甲案・乙案のいずれかが採用されることとなったとしても、役員等の責任の消滅時効期間等、契約に基づく一般的な債権とは異なる考慮を要する債権については、特則を設ける等の対応を要望する。(預保)
- ・ 表題に「債権の消滅時効」とあるが、改正の対象となっている現行民法第167条は、形成権や他物権の消滅時効をも規律対象としており、このまま改正されると、形成権や他物権の消滅時効に関する規定を欠いてしまう危険性があることに注意されたい。(慶大)
- ・ 民法第174条の2の規定との関係を整理する必要がある。原則規定を変更することに伴い、この規定も改める必要がある。(個人)
- ・ 現行では年次有給休暇の消滅時効は2年間となっているが、これが5年間となれば、中小企業のみならず、大企業においても労務管理において混乱をきたし、法律に則った年次有給休暇の運用をできる企業は限られると予想される。そもそも労働基準法は最低限度の就労条件を定めたものであり、労働基準法の定める年次有給休暇の請求権は1年で消滅するものとして本法で定め、それ以上の付与日数を定めることは民事に委ねるべきである。(個人)

4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき

【賛成】

最高裁（比較的多数）、日弁連、東弁、一弁、二弁、札幌弁、横浜弁、愛知弁司法制度調査委、大阪弁、広島弁、大分弁、沖縄弁法制委、自由法曹団、東弁全期会、東弁倒産法、日弁連消費者委、B型肝炎弁護団、労働弁、早大、日大、ドイツ研、親和会、日司連、個人7名

- ・ 除斥期間と解することにより、損害や加害者の認識が不十分な被害者に対する救済が十分になされないケースがあったことから、これを時効期間として中断を認めることは被害者保護に資する。
- ・ これまで判例は、民法第724条後段の期間制限を除斥期間であるとしつつ、権利濫用や信義則などの一般条項を適用して除斥期間の成立を認めず被害者救済を図ってきたが、端的に消滅時効とする方が分かりやすいし、柔軟な解釈を行うことができる。
- ・ 不法行為に基づく損害賠償請求権は保護必要性が高いことから、長期間の消滅時効期間を設定することが望ましい。
- ・ 現在の判例の除斥期間説は、立法者意思に反する。
- ・ 最判平成元年12月21日（民集43巻12号2209頁）は不当であり、判例の規律を改める必要がある。

【反対】

チェーンストア協，貸金業協，JCF A，日建協，改めて見直す会，個人2名

- ・ 20年間という特に長期の期間が設けられていることとのバランス上、客観的に明確な基準で法的関係を確定させるべきである。
- ・ 除斥期間の成立を認めなかった判例は、あくまで極めて例外的な救済判決であり、これを一般化する必要性はない。
- ・ 現在の解釈の下でも事案に応じた柔軟な処理が可能である。
- ・ 軽過失に基づく加害者の責任を加重することになり、かえって不公平な事案を生じさせる可能性がある。
- ・ 諮問された民法（債権関係）の範囲を超えており、しかも、民法第724条の文言を変更する必要性のない修正ばかりである。

【(乙案を採ることを前提に) 民法第724条を削除すべきとする意見】

全国青司協，東京青司協，堂島，個人1名

- ・ 原則的な時効期間と起算点において乙案を採用した場合には、一般債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効期間と起算点の枠組みが共通のものとなるので、民法第724条を削除し、時効に関する規律を統一化すべきである。

補足意見

- ・ 原則的な債権の消滅時効は、短期5年間、長期10年間とすべきである。

【民法第724条を削除することに反対する意見】

早大，個人1名

- ・ 民法第724条を削除すると、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の長期の時効期間については20年間から10年間に短縮され、被害者救済という点で後退するおそれがある。

- ・ 民法第724条を削除して不履行に基づく損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権を同一の規定に統合すると、被害者保護の観点から判例が形成した同条の法解釈が承継されないおそれがある。
- ・ 民法の不法行為債権の消滅時効に関する規定は、国賠法4条により、国賠責任にも準用されているが、債務不履行に基づく損害賠償請求権と国賠責任とは責任の性質が著しく異なる。

【その他の意見】

時効期間について

- ・ 被害者救済の観点から、(1)の3年間は5年間とすべきである。(日司連、仙台弁)
- ・ 被害者救済の観点から、時効期間については、被害者又はその法定代理人が損害及び損害賠償義務者を知った時から5年間、損害発生時から30年間とすべきである。(東弁全期会)
- ・ 20年間の除斥期間を消滅時効とし、時効の停止を認めるのであれば、20年間に10年間に短縮してもらいたい。(農中)
- ・ 被害者保護をより進めるという観点から、20年間という期間をさらに長期化すべきである。(日弁連消費者委)
- ・ 故意による侵害の場合には、不法行為の時から20年間以上の時効期間(例えば30年間)を設定してもよいのではないか。(ドイツ研)

起算点について

- ・ 20年間の時効期間の起算点を損害の発生時とする判例(最判平成16年4月27日民集58巻4号1032頁等)を明文化し、起算点を「不法行為によって損害が発生した時」からにすることも検討すべきである。(早大、個人)
- ・ 不法行為による損害賠償では、裁判における証明が非常に難しいという問題があり、「知った時から3年間」では証拠を集めるのに十分とは言えないことから、「損害および加害者を証明するに足る証拠を入手した時から3年間」とすべきである。「不法行為の時から」の時効も残せば、いつまでも不安定な状況が続くことは回避できる。(個人)
- ・ 「損害及び加害者を知った時」は、「損害賠償債権発生の原因および賠償義務者を知った時」に改めるべきである。(個人)
- ・ 不法行為の被害者を保護するために、「不法行為の時から」を「不法行為による被害が顕在化した時から」へ変更すべきである。(個人)

その他

- ・ 不法行為一般につき短期3年間、長期20年間の時効期間に限定することは、保護の必要性から問題がある。これらにつきさらに審議を希望する。(個人)

- ・ 不法行為の規定のうち、時効についてだけ改正すると、他の箇所の改正に影響がないか心配である。(立大)
- ・ 現行民法第724条を存置すると、債務不履行と不法行為の請求権競合が生ずる場合に、同じ損害の賠償請求について消滅時効期間に相違が生ずるが、制度目的が異なる以上、相違が生じることはやむを得ないというべきである。(個人)
- ・ 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権のように、どちらかといえば不法行為で処理されるべきものが、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効が完成していることを理由に、やむを得ず債務不履行で処理されているケースがあるが、不法行為で処理すべき事案を適切に不法行為として解決できるよう、時効期間の設定をすべきである。(ヤフー)
- ・ 知的財産法にみられる民法第724条の起算点の読替規定(商標法13条の2第5項等)への影響や、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(モントリオール条約)第35条にみられる類似の期間制限への影響に留意すべきである。(日大)
- ・ 除斥期間から消滅時効に改めたとしても、被害者に報復の危険がある場合は不十分である。除斥期間ではなく消滅時効で解決しようというなら、せめて加害者による口止め等による中断を設けるべきである。(個人)

5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体〔又はこれらに類するもの〕の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記2における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。

(注) このような特則を設けないという考え方がある。

【賛成】

日弁連、東弁、一弁、二弁、札幌弁、長野弁、大阪弁、愛知弁司法制度調査委、広島弁、大分弁、東弁全期会、医療弁、労働弁、日弁連消費者委、広大、アンダーソン毛利友常、堂島、東税制度部、連合、親和会、B型肝炎弁護団、自由法曹団、日司連、全国青司協、東京青司協、NACS、かわさき、ファンの会、個人8名

【留保付き賛成】

横浜弁、ドイツ研(不法行為に基づく損害賠償請求権に限るべき)

仙台弁(身体等の侵害につき一律に長期の時効期間とすることに疑問)

- ・ 生命・身体等の利益の侵害については、その重大性にかんがみ、より長期の時効期間が定めて被害者保護を図るべきである。
- ・ 特例を設けることによって、現在よりも時効期間が短くなるという事態を避けるべきである。

- ・ 原則的な債権の消滅時効について、客観的起算点を採用するとしても、生命・身体等に対する侵害については、法律構成によって時効期間が異なることは妥当とはいえないため、例外的に、不法行為・債務不履行共通の時効期間を、客観的起算点、主観的起算点を併用する形で定めるべきである。

補足意見

(対象となる被侵害利益について)

- ・ 生命・身体の侵害に限定すべきである。
- ・ 現在の表現では、どの範囲の侵害までが生命・身体の侵害に含まれるのか明確ではないため、生命・身体の侵害に該当する例及び該当しない例を積極的に例示列挙すべきである。
- ・ 身体等の侵害であっても軽微なものもあり、すべて一律に長期化するの疑問である。
- ・ 人格的利益まで認める見解では範囲が広がりすぎる。
- ・ 「身体的自由」も重要な法益であるから、「これらに類するもの」に含むべきである。
- ・ 「これらに類するもの」は「人の健康」（身体的健康，精神的健康）への侵害を意味することを明示すべきである。
- ・ 「生命，身体，健康その他これに準じるものの侵害」とすることが考えられる。「健康」は、身体に含まれるように思われるが、健康被害において特に時効が問題になるケースが多いので、このような検討がされてもよいと考える。立法例においても、「健康」という文言を入れる例（ドイツ民法）、「損失が大気，水質，土壤の汚染から生じたとき」とする例（オランダ民法）があり、これらの発想が参考になる。
- ・ 住宅とその敷地については、生命・身体と同様に、長期の時効期間を一般の長期時効期間よりも長くすべきである。専門知識のない一般人が建物や敷地の欠陥を認識するのは極めて困難であり、建物や敷地の欠陥に基づく不法行為責任の長期時効期間が20年間というのは、明らかに短期に過ぎる。
- ・ 適用範囲が広がりすぎないように、他の規定とのバランスを考慮して規定すべきである。

(消滅時効の起算点・時効期間について)

- ・ 長期消滅時効の起算点は、債務不履行，不法行為いずれについても、「権利を行使することができる時」とし、時効期間は30年間とするのが妥当である。

(時効期間について)

- ・ 債権者を特に保護する必要性が高いことから、不法行為による損害賠償請求権（民法第724条）と同等かそれ以上の期間とすべきである。
- ・ 債権発生及び債務者を知った時から5年間、権利を行使することができる時か

ら30年間とすべきである。

- ・ 主観的起算点から10年間、客観的起算点から20年間とすべきである。
- ・ 主観的起算点から10年間、客観的起算点から30年間とすべきである。
- ・ 発症するまで長期間経過する遅発性の職業病等（じん肺、アスベスト、放射線被害等による労災）を救済する必要性から、20年間又は30年間とすべきである。
- ・ 長期の時効期間は30年間とすべきである。
- ・ 生命・身体・健康・自由の侵害に基づく損害賠償請求権の時効期間を30年間とするドイツ民法を参考とすべきである。
- ・ 時効制度の存在理由や債権管理・領収書の保管という観点が当てはまらないため、時効は不適用とするか実質不適用となる相当長期が望ましい。
- ・ この項目の損害賠償請求権は原則として不法行為に基づくものを念頭に置くのだとすると、中間試案第7の4の例外規定を考えるべきであり、20年間以上の時効期間を設定すべきである(時効期間を定めないという選択も考えられる)。
- ・ 生命・身体に対する侵害の損害賠償請求権については、消滅時効の長期化ではなく、そもそも消滅時効を撤廃することがより望ましい。
- ・ 刑法が改正され、殺人罪などの時効が廃止されたが、民法上の不法行為による損害賠償請求権の時効がそのままになっており、刑事法と民事法とのバランスを欠く。例えば、公訴時効が成立するまでの間は不法行為による損害賠償請求権の時効の成立を停止するなどして被害者救済を図るべきである。

(その他)

- ・ 債務不履行についても長期の時効期間を設けるとすると、起算点の違いから時効が完成する時期の把握が複雑になるため、相当でない。また、そもそも安全配慮義務違反という法律構成が、不法行為という法律構成であると消滅時効が完成している場合に使われていることから、長期の時効期間を設けるのは不法行為に基づく損害賠償請求のみで足りる。
- ・ 改正の効果を改正前の請求権に遡及適用させたとしても、遡及適用による影響は限定的と考えられること、また、特に生命・身体の侵害により生じた請求権に関し、遡及適用に伴う債務者の不利益は強く考慮すべき材料ではなく、また、現状、既に被害を受けている債権者の救済を図る必要があることからすれば、上記各改正は、改正前の請求権に遡及的に適用されるべきである。

【反対】

東弁倒産法、改めて見直す会、早大、TMI、日建協、個人4名

- ・ 起算点に関して柔軟な解釈を行うなど、個別事案における現在の裁判所の運用で十分対処可能であり、そこまで長期の時効期間を設ける必要性は乏しい。

- ・ 民法第724条後段の20年間という期間が消滅時効に改められるのであれば、このような特則を設けなくても、時効期間の停止や更新によって被害者保護を図ることができる。
- ・ 「身体の侵害による損害賠償請求権」、「又はこれらに類するもの」の具体的範囲が不明確であり、これに該当するか否かを巡って紛争が拡大するおそれがある。
- ・ 「身体の侵害」はその内容も程度も様々であり、原則的な時効期間よりも長期の時効制度を設けるべき理由が妥当しないケースも相当数あると考えられる。他方、加害者と目される者は、時間の経過に伴う証拠の散逸により、証拠収集上の負担・リスクをより一層負うことになるが、そのような負担・リスクを加害者と目される者に負わせてまで、時効期間を長期化する必要性があるか疑問である。
- ・ このような特則を設けた場合、同一の原因に基づく損害賠償請求権について、損害項目ごとに異なる時期に消滅時効が成立することになるが、その合理的に疑問がある。
- ・ 倒産手続における債権調査において、長期間にわたり必要以上の混乱をもたらす危険があり、賛成できない。
- ・ 身体の侵害でも軽微なものが存在する一方で、財産権の侵害でも重大なものも存在するのであり、財産的利益の侵害と人身侵害とで一律に扱いを変えることは相当でない。
- ・ 諮問された範囲を超えている上に、改正の必要性が認められない。
- ・ 生命・身体侵害に限って長期時効制度を条文化することにより、それ以外の時効・除斥期間については筑豊じん肺最高裁判決のような弾力的解釈が許されなくなる恐れがある。

補足意見

- ・ 仮にこのような特則を設ける場合には、少なくとも「生命の侵害」の場合に限るなど、必要最低限の範囲に留めるべきである。
- ・ 従来は同一の加害行為によって人損と物損の双方が生じた場合であっても発生する損害賠償請求件は一つであると理解されていたのに対し、特則が設けられた場合には損害項目ごとに別個の損害賠償請求件が発生するとの解釈が生ずると考えられるが、それによって予期しない問題が生ずることがないかを慎重に検討する必要がある。

【その他の意見】

対象となる被侵害利益について

- ・ 「これらに類するもの」を限定的に列挙するか、それが難しい場合には削除すべきである。(貿易会)
- ・ 長期の時効期間中には大半の証拠が散逸するなどの弊害もあると思われること

から、「これらに類するもの」という類型を設ける場合、本来必要でないケースについてまで資料やデータを保管せざるを得なくなる事態が生じないように、その定義を適切かつ明確に定めるべきである。(損保協, 貿易会, 経営法友会)

(慎重な議論を求める意見)

- ・ 加害者以外の者が債務者となる場面も少なくないため、債務者の負担と債権者の保護との間で適切にバランスを取るべきである。(沖縄弁法制委, 損保協, 外国損保協)

その他

- ・ 立証困難の事態を防ぐために、医師等のカルテの保存義務(医師法24条, 歯科医師法23条, 救急救命士法46条等)の期間(現状5年間)も本項目の行為時起算の時効期間に合わせるべきである。(個人)

第18 債権譲渡

2 対抗要件制度(民法第467条関係)

(1) 第三者対抗要件及び権利行使要件

民法第467条の規律について、次のいずれかの案により改めるものとする。

【甲案】(第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案)

ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

ウ(7) 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(イ) 上記(7)の通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。

【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案)

特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律)と民法との関係について、現状を維持した上で、民法第467条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないもの

とする。

イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方があ

【登記制度の改善等の条件付きで甲案に賛成】

日商・東商、静岡書士、同友会、平田総合、阪大、埼玉青年書士、福岡書士、TMI、早大、ACCJ、青司協、日司連、日本GE、全中、東京青司協、長島大野常松、アンダーソン毛利友常、個人2名

- ・ 現在の確定日付ある通知の制度は、債務者が到達日時の管理をしなければならず、債務者の負担が大きい（特に、事業の規模が大きく、通知の到達日時を全社的に集約して正確に把握することが難しいときに問題が生じ得る）。また、通知が同時到達の場合などは、債務者が第三者対抗要件としての記載が十分にされているかなどの法的な判断をしなければならない。登記は国家機関である法務局が登記の日時を管理する制度であり、債務者の負担が少ない制度であると評価することができる。
- ・ 現行の第三者対抗要件制度は、特例法と民法上の制度が併存するがゆえに「隠れた担保」の可能性が否定できず、透明性・確実性が不十分な制度となっている。登記によって先に対抗要件を備えた者がいるかどうかを確認できれば、これから債権を譲り受けようとする者が安心して債権を譲り受けることができる。
- ・ 現代社会における債権譲渡取引の中心的地位を占めるのは、将来債権譲渡・集合債権譲渡の事例である。このような新しい典型事例の登場を前にしたとき、債権譲渡法の基本ルールの現代化が必要となることは明らかである。確定日付ある証書による通知・承諾という方式は、現代の債権譲渡取引の実態にマッチしない対抗要件具備方法と言わざるを得ない。甲案・乙案いずれも、債権譲渡の対抗要件について、債務者の負担軽減の名のもとに、第三者対抗要件・債務者対抗要件の両面において、債務者の関与を薄める方向での改正を目指すものであり、その基本姿勢は妥当なものと評することができる。
- ・ 今後、債権譲渡による資金調達が増えることを考慮すると、現在の二重の対抗要件制度を解消し、公平で透明性の高い制度とすることによって、資金調達の円滑化を図る必要がある。
- ・ 債務者はインフォメーション・センターとして機能していない。

条件となる登記制度の改善の内容

- ・ 中小企業が登記制度を十分に活用できるように、申請等の作業及び費用等のコ

スト面について大幅な改善を行っていただきたい。

- ・ 甲案を採る場合には、その前提として、以下のような点に対応する必要がある。
 - ① 複数の債権者に対する同順位の質権設定の登記ができるようにする必要がある。
 - ② 根担保権の登記ができるようにする必要がある。
 - ③ 債権者が多数で、債務者と譲受人がそれぞれ単一である債権譲渡について、債権譲渡を容易かつ廉価に申請することを可能とする方法を工夫する必要がある。
 - ④ 債権の一部譲渡の登記が可能であることを明確にする必要がある。
 - ⑤ 質権設定後に被担保債権を譲渡した場合に、質権の付記登記をすることができるようにする必要がある。
 - ⑥ 先行登記の有無の確認をオンラインで迅速にできるようにする必要がある。
 - ⑦ 債権の特定方法の煩雑さとリスクから民法上の通知・承諾の場合とできるだけ差異のない債権の特定方法が認められる必要がある。
 - ⑧ 登記を閉鎖する制度を導入すること。

甲案を修正した上で賛成するという意見

(非金銭債権の対抗要件制度を登記に一元化すべきであるという意見)

- ・ 登記事項のうち任意的記載事項を増やし、記載内容についても当事者が比較的自由に記載できるようにすれば、中間試案のように金銭債権と非金銭債権を区別する必要はなく、双方の譲渡の第三者対抗要件を債権譲渡登記に一元化することができると思われる。これにより、金銭債権と非金銭債権のいずれに該当するか明確でない債権（ゴルフ会員権など）の譲渡につき、第三者対抗要件を具備する方法の選択に関するリスクを回避することができる。
- ・ 金銭債権の譲渡に関し、関連する契約条項（に基づく債権）が、金銭債権と一体ないし付随するものとして金銭債権の譲渡に伴って当然に譲受人に移転するのか、それとも、金銭債権とは独立した非金銭債権として譲渡すべきものとして取り扱われるのか、明確ではない場合がある。このような場合において後者の取扱いがされる場合、債務者の確定日付ある承諾を金銭債権の譲渡の第三者対抗要件として認めない一方で、債務者による承諾を非金銭債権の譲渡の第三者対抗要件とすると、金銭債権と非金銭債権（関連する契約条項に基づく債権）が、それぞれ異なる者に分属してしまう可能性がある。
- ・ 債権譲渡取引の安全保護の観点からは、非金銭債権の譲渡についても第三者対抗要件を登記に一元化すべきである。

(差押えの効力要件を登記にすべきであるという意見)

- ・ 登記一元化を行うにもかかわらず、登記により差押えの有無を確認できない制度であれば、金銭債権の譲渡について公示機能を充実させた意義が少なからず没

却される。金銭債権の譲渡の第三者対抗要件につき登記一元化を行う場合、登記制度を利用することができる債権の差押えについては、裁判所の嘱託登記が行われることとすべきである。

(権利行使要件としての承諾を維持すべきであるという意見)

- ・ 債務者の異議なき承諾がある場合は債権の担保としての信頼性が高くなるというメリットが指摘されているので、例えば、権利行使要件としての承諾を認めることなど、承諾に積極的な意義を持たせるなどの方策も検討すべきである。

【甲案に反対】

4 3 条対策， 利限法会議， 不動産証券化協， 長野弁， 個人 1 名

- ・ 債権譲渡登記制度の改善を前提に将来的には債権譲渡の対抗要件について登記一元化を目指すことの可能性を否定するものではないが、現在の債権譲渡登記制度は使い勝手が悪く、改善を前提とするとしても時期尚早と思われる上、具体的な改善内容が示されていない段階で甲案に賛成することはできない。
- ・ 登記による対抗要件具備には、これまで指摘されている問題の他、外国の当事者間で日本法準拠の債権を譲渡する場合に、事務手続が煩雑となるという問題がある。
- ・ 登記に一元化されたとしても、債権が二重譲渡されるリスクはなお残る。特に差押えの効力要件が登記にならないのであれば、完全な一覽性が実現できるわけではなく、目的とするところを達成することができないおそれがある。
- ・ 登記手続のために要する手続面・費用面の負担が重く、債権譲渡取引の実務に支障が生ずるおそれがある。特に、金銭債権は額面が少額の場合もあり、一律に登記を対抗要件とすることは、費用対効果の面で合理性に疑問が残り、登記をもってすべての金銭債権譲渡に適用される対抗要件とすることには問題が残る。
- ・ 金銭債権とそれ以外の債権との第三者対抗要件が区別されることによって、例えばゴルフ会員権のような権利について、権利関係が不明確になるおそれがある。そのため、実務上は、両方の第三者対抗要件を具備する対応をとらざるを得ない場合が出てくるが、譲渡当事者の負担増につながる。
- ・ 債権譲渡の事実が公示されることによって譲渡人の信用不安を惹起するおそれがある場合には、登記による公示を避けたいという実務上のニーズが存在する。
- ・ ノウハウ・ライセンス契約上の債権といった企業秘密の観点から公示制度になじまない債権の譲渡についても適切に対応できるのかについて疑問が残る。
- ・ 甲案が採用され、金銭債権譲渡が登記に一元化された場合、不動産賃貸物件に係る賃料債権について、真の債権者・債権額の特定情報などを第三者（債務者を含む。）が把握することは極めて困難である。
- ・ 金銭債権以外の債権の対抗要件を、確定日付を付した譲渡契約書等に一元化す

る考え方は、現状よりも公示機能が低くなるので、適当ではない。

【乙案に賛成】

足立消セン，不動協，日大，濱口他，広大

- ・ 登記を対抗要件とすることの弊害が解消できないことを考慮すれば、現状の規律は制度としては合理的と考えられる。
- ・ 通知と承諾が並立し不明確で分かりにくかった点も改善されており、乙案に賛成である。
- ・ 債務者に知られない間に債権が譲渡されることを正面から認めるべきでない。

【乙案に反対】

- ・ 先行する債権譲渡がされていても、譲渡人がその事実を譲受人に秘匿すれば譲受人は先行する債権譲渡の存在を知り得ず、債務者に照会することもできなくなるため、現行法よりも公示機能が劣る。
- ・ 債務者は承諾を強制されるわけではなく、承諾を求められても拒否すれば足りる。債務者の中には譲受人の対抗要件具備のために協力を拒まない者もあり、債務者から協力を得られる場合にのみ承諾を対抗要件とするという制度は債務者に不合理な負担を課すものではない。

【(注) に賛成】

ファンの会，大阪弁，沖縄弁法制委，福岡弁，国際企業法務，一弁，経団連，兵庫弁，二弁，ABL協，広島弁，オリックス，経済法令研，西村あさひ，東弁倒産法，農中，日弁連消費者委，全信組協，サービサー協，札幌弁，改正研，クレ協，クレカ協，流通クレ協，労働弁，虎門，経営法友会，日建連，日証協，牛島，全信保連，信託協，慶大，丸の内総合，虎ノ門国際，東弁全期会，改めて見直す会，アトリウム，横浜弁，愛知弁司法制度調査委，仙台弁，全銀協，大分弁，金融法委，堂島，森濱田松本，クリフォードチャンス，チェーンストア協，貸金業協，JCF A，全信協，貿易会，日弁連，最高裁（比較的多数），個人7名

- ・ 現在の対抗要件制度は、簡易かつ安価に対抗要件を具備することができる利点がある。
- ・ 現在の対抗要件制度によって、債務者にとって負担が生じているわけでもなく、対抗要件を登記に改める必要性が見当たらない。
- ・ 債権譲渡の当事者の立場からは、取引の形態に応じて、通知・承諾・登記という複数の対抗要件具備方法の選択肢を確保しておきたい。
- ・ 債務者は債権譲渡の当事者ではないものの、債権譲渡によって支払先が変わることからすれば、債務者は債権譲渡及びその優劣について著しい利害関係を有し

ているということを否定することはできず、そのような利害関係を有している債務者において情報を集中させることによる法的安定性があると言える。

対抗要件として承諾を維持すべきであるという意見

- ・ 債務者の承諾を第三者対抗要件とすることについては、実務上特に大きな問題が生じている事実は認められない。むしろ、債務者の承諾を第三者対抗要件とする制度は、債権者が多数で債務者が少数の債権譲渡の場面（一括決済方式等）や、契約上の地位の移転に伴い個別債権を移転する場面（現行法上は1通の承諾書によって処理される。）、契約上の地位の移転なのか個別債権の移転なのかを容易には峻別し難い場面などにおいて有用性が高く、現実に活用されており、それが廃止されることによる実務上の不都合は大きい。
- ・ 現行の実務では、継続的に発生する特定の商取引債権に係る債務者から、将来発生する債権も含めて、担保のために譲渡を受ける場合などに、債務者から事前に承諾を得る実務が定着している。これらの実務が行えなくなった場合、事業者等の円滑な資金調達が困難になることが懸念される。
- ・ 債務者自ら承諾している方が将来的に円滑な弁済等を期待できる。
- ・ 承諾時に債務者との合意により細かな内容・条件設定が可能となり案件毎の個別の事情に対応できるという利点がある。
- ・ 承諾後に確定日付が付された場合における対抗要件具備時期について疑義が生ずることが現行法の問題点として指摘されているが、そうであれば、その点について立法的に手当てをすればよいのではないか。
- ・ 公正証書により承諾をする例があり、これは実務上有用であり、これを全面的に廃止する必要はないのではないか。

特に権利行使要件としての承諾を維持すべきであるという意見

- ・ 債務者の承諾を権利行使要件とすることについては、現時点で特に問題が生じているとは考えられない。債務者の承諾を権利行使要件とすると隠れた債権譲渡の場合に、譲渡当事者の意思とは無関係に債務者が債権者を選択できることになり不当との見解も示されているが、隠れた債権譲渡であればそのような懸念は杞憂に過ぎない。
- ・ 隠れた債権譲渡と同様の効果は、いわゆる貸出参加利益の移転等によっても行うことができ、この場合には債務者が権利行使者を選択することはできないのであるから、あえて債務者の承諾を権利行使要件から外す理由もない。

【その他の意見】

- ・ 比較的容易に実現可能である通知の到達日時を公証する制度を導入するとともに、公証役場における確定日付に時間帯の区分を設けることを実現すべきである。通知の到達日時の公証制度導入のコストは、甲案に比べれば低廉であると考えら

れる。(東弁, 法曹親和会, 沖縄弁法制委)

- 債権譲渡に先立ってなされた債務者の確定日付ある承諾について、債権譲渡の第三者対抗要件として認められる場合を明文化すべきである。債権譲渡に先立ってなされた債務者の確定日付ある承諾について、債権譲渡の第三者対抗要件として認められる場合を明文化すべきである。(流動証券協)
- 債権譲渡の第三者対抗要件の枠組みについては現行制度を維持することを前提に、債務者の確定日付ある承諾について、第三者対抗要件としての効力が認められる基準時が確定日付取得の時点であることを明文化すべきである。(流動証券協, 個人)
- いずれの案についても、債務者の承諾を第三者対抗要件及び債務者対抗要件としないことについて、反対する。甲案・乙案いずれの案についても、債務者の承諾を第三者対抗要件及び債務者対抗要件から削除することが提案されているが、現在、主に融資にかかる債権の取引の場面において、第三者対抗要件として債務者の承諾を取る実務が行われており、これが利用できなくなると実務上の影響は小さくない。また、甲案を採用する場合には、経済的コストや実務上の利便性の向上等の観点から、慎重に検討することを要望する。(生保協)
- この制度の見直しが債権質の対抗要件に及ぼす影響に留意しつつ、実務の混乱を招かないよう留意して設計していただきたい。債権質の対抗要件に関する規律(民法第364条)は現在、債権譲渡の対抗要件に関する規律(同法第467条)に立脚したものとなっていることから、債権質の実務に及ぼす影響にも十分配慮していただく必要がある。(損保協)
- 対抗要件から債務者の承諾を除外することには反対である。仮に金銭債権の譲渡に係る第三者対抗要件として登記を用いることとなったとしても、多数の債権を一度に譲渡する際にも不都合が生じないように、制度設計には配慮していただきたい。(預保)
- 中間試案は、金銭債権の譲渡に関する第三者対抗要件及び権利行使について、その選択肢の一つとして、登記をしなければ債務者以外の第三者に対抗できないものとすることを提案しているが、現行の債権譲渡登記制度においては、法人登記を得ている法人のみが登記制度を利用できることとなっている。それゆえ、仮に金銭債権の譲渡について登記をしなければ債務者以外の第三者への対抗要件が具備されないとする制度にするのであれば、自然人及び法人登記を得ていない労働組合についても当該制度を利用可能なものとするべきである。(連合)
- 公示機能の低さを解消する方向で金銭債権の債権譲渡の第三者対抗要件制度を債権譲渡登記のみに改めるにあたっては、この制度改正と同時に、不動産についての将来の賃料債権の譲渡についての不動産の権利に関する登記をその不動産について物権を取得した者その他の第三者に対する対抗要件とするなど、不動産

上の権利関係をできるだけ不動産登記に反映させる制度改正が必要と考える。
(福岡書士)